様式第２号（第２条関係）

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担　当　課	自治協働課
委託業務名	市民センター昇降機保守点検業務
委託業務場所	大津市仰木四丁目ほか
概　要	市民センターに設置の昇降機の保守点検業務
契約期間	令和３年４月１日から　令和６年３月３１日まで
契約年月日	令和３年４月１日
契約金額	７，３６５，６００円
契約の相手方	〔所在地〕大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目１番地４３　あべのハルカス３０階 〔名　称〕東芝エレベータ株式会社　関西支社
契約相手方の選定理由	当該業者は昇降機装置の製造業者であり、当該施設の昇降機設備の構造や仕様に精通していることから、当業務の適正な実施及び故障や不具合の際に迅速な対応を行うことができる。また仮に保守点検業務を別業者に委託した場合、故障・事故等が起こった際に製造業者と保守点検業者との間で過失責任が不明確となることから、当業務における契約不適合責任を明確にするため、本設備の製造業者である当該業者と随意契約を締結するものである。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2)不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

（注意）　１　契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

２　地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。